ロ　相続税評価割合が百分の五十以下の終身年金　当該終身年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

(1)　その支払を受ける日が特定期間（その支払開始日から特定期間年数を経過する日までの期間をいう。ロにおいて同じ。）内の日である場合　当該終身年金の支払総額見込額を総単位数（特定期間年数に支払開始日余命年数を乗じて計算した数をいう。）で除して計算した金額（ロにおいて「一単位当たりの金額」という。）に経過年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額

(2)　その支払を受ける日が特定期間の終了の日後である場合　当該終身年金に係る一単位当たりの金額に特定期間年数を乗じて計算した金額から一円を控除した金額に係る支払年金対応額

三　その年に支払を受ける有期年金の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち当該有期年金について支払期間年数を残存期間年数とし、支払総額見込額（当該有期年金の契約年額に支払期間に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。）を支払総額とする確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。ただし、当該支払期間年数が支払開始日余命年数を超える場合には、当該有期年金について当該有期年金の契約年額に当該支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額（前項第二号イ(1)に規定する支払総額見込額をいう。）とする終身年金とみなして前号の規定の例により計算した金額を、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

四　その年に支払を受ける特定終身年金の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち当該特定終身年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。ただし、支払開始日余命年数が保証期間年数を超える場合には、当該特定終身年金の契約年額に当該支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額（前項第二号イ(1)に規定する支払総額見込額をいう。）とする終身年金とみなして第二号の規定の例により計算した金額を、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

イ　その支払を受ける日が保証期間内の日である場合　当該特定終身年金について当該保証期間年数を残存期間年数とし、支払総額見込額（当該特定終身年金の契約年額に当該保証期間に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。）を支払総額とする確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額

ロ　その支払を受ける日が保証期間の終了の日後である場合　当該保証期間の最終の支払の日において支払を受けた特定終身年金の額のうちイの規定により雑所得に係る総収入金額に算入するものとされる金額

五　その年に支払を受ける特定有期年金の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち当該特定有期年金について支払期間年数を残存期間年数とし、支払総額見込額（当該特定有期年金の契約年額に支払期間に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。）を支払総額とする確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。ただし、当該特定有期年金の契約年額に当該特定有期年金の支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額（前項第二号イ(1)に規定する支払総額見込額をいう。）とする終身年金とみなして第二号の規定の例により計算した金額を、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

イ　その支払を受ける日が保証期間内の日である場合　当該特定有期年金について保証期間年数を残存期間年数とし、支払総額見込額（当該特定有期年金の契約年額に当該保証期間に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。）を支払総額とする確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額

ロ　その支払を受ける日が保証期間の終了の日後である場合　当該保証期間の最終の支払の日において支払を受けた特定有期年金の額のうちイの規定により雑所得に係る総収入金額に算入するものとされる金額

六　その年に支払を受ける特定有期年金の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち当該特定有期年金について支払期間年数を残存期間年数とし、支払総額見込額（当該特定有期年金の契約年額に支払期間に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。）を支払総額とする確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。ただし、当該支払期間年数が支払開始日余命年数を超える場合には、当該有期年金について当該有期年金の契約年額に当該支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額（前項第二号イ(1)に規定する支払総額見込額をいう。）とする終身年金とみなして第二号の規定の例により計算した金額を、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

イ　その支払を受ける日が保証期間内の日である場合　当該特定有期年金について保証期間年数を残存期間年数とし、支払総額見込額（当該特定有期年金の契約年額に当該保証期間に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。）を支払総額とする確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額

ロ　その支払を受ける日が保証期間の終了の日後である場合　当該保証期間の最終の支払の日において支払を受けた特定有期年金の額のうちイの規定により雑所得に係る総収入金額に算入するものとされる金額

七　当該年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

3　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　保険金受取人等　次に掲げる者をいう。

イ　相続税法第三条第一項第一号（相続又は遺贈により取得したものとみなす場合）に規定する保険金受取人

ロ　相続税法第三条第一項第五号に規定する定期金受取人となつた場合における当該定期金受取人

ハ　相続税法第三条第一項第六号に規定する定期金に関する権利を取得した者

ニ　相続税法第五条第一項（贈与により取得したものとみなす場合）（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する保険金受取人

ホ　相続税法第六条第一項（贈与により取得したものとみなす場合）（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する定期金受取人

ヘ　相続税法第六条第三項に規定する定期金受取人

ト　相続、遺贈又は個人からの贈与により保険金受取人又は定期金受取人となつた者

二　調整年数　残存期間年数又は支払開始日余命年数の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいう。

イ　十年を超え十五年以下の場合　一年

ロ　十五年を超え二十五年以下の場合　五年

ハ　二十五年を超え三十五年以下の場合　十三年

ニ　三十五年を超え五十五年以下の場合　二十八年

三　相続税評価割合　当該居住者に係る年金の支払総額又は支払総額見込額（前項第二号から第五号までの規定によりその年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべきものとされる金額の計算の基礎となるべき支払総額見込額をいう。）のうちに当該年金に係る権利について相続税法第二十四条（定期金に関する権利の評価）の規定により評価された額の占める割合をいう。

四　課税割合　相続税評価割合の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいう。

イ　相続税評価割合が百分の五十を超え百分の五十五以下の場合　百分の四十五

ロ　相続税評価割合が百分の五十五を超え百分の六十以下の場合　百分の四十

ハ　相続税評価割合が百分の六十を超え百分の六十五以下の場合　百分の三十五

ニ　相続税評価割合が百分の六十五を超え百分の七十以下の場合　百分の三十

ホ　相続税評価割合が百分の七十を超え百分の七十五以下の場合　百分の二十五

ヘ　相続税評価割合が百分の七十五を超え百分の八十以下の場合　百分の二十

ト　相続税評価割合が百分の八十を超え百分の八十三以下の場合　百分の十七

チ　相続税評価割合が百分の八十三を超え百分の八十六以下の場合　百分の十四